information

お知ら

akabira information

かわいいおともだちを 紹介します!

たかはし れい ちゃん

(1歳0カ月)

あかびらの人口 (令和元年8月末日現在)

※()内は前月比

10,005人

4,542人

5,463人

5,835世帯(↓15)

行 政·公共

無 料法 律 相 談

無料法律相談会を開催します。 会

相談ください。 のことがありましたら気軽にご 損害賠償請求事案など、お困り 債務、借地・借家問題、離婚、相続 金銭に関するトラブルや多重

▼10月1日火(歌志内市・上砂川町 渡部 敏広 弁護士

横井 千穂 弁護士

赤平市・歌志内市(10時~12時) 上砂川町(13時30分~15時30分)

10月15日火(歌志内市・上砂川町) 10月8日火(赤平市) 伊藤良 弁護士

10月29日火(歌志内市・上砂川町) 河西 宏樹 弁護士

※変更になる場合があります。 10月23日水18時

音楽室(商工会議所となり) 市コミセン別館2階

申込み・問合せ

※先に申し込みをされている方 歌志内市役所四42-3217 生活環境交通係 23-2215 上砂川町役場 62-2011

※10月22日は祝日につき、お休 みです。 が優先されます。

んばんは 市 長 室

されている方。 市内に居住されている

対象者 題について、市長と直接お話し 方など、ぜひご利用ください。 や大勢の中で話すことが苦手な しませんか。昼間働いている方 方、または市内の企業に勤務 まちづくりや地域が抱える課

の困りごとや苦情がありました の仕事やサービスなどについて らご相談ください。秘密は厳守 談所」を開設しますので、国など

 \Box 時 10月8日火9時~12時

申込み・問合せ **3**2 1 8 3 4 的なご相談は受け付けできま せんのでご了承ください。 となっております。なお、個人 付 10月1日火~8日火 広報広聴係

日合同行政 相 談

利用を促進するため、今年は10 斉に各種行事を行います。 月7日から13日までの1週間を いて国民の理解と認識を深め 「行政相談週間」と定め、全国 赤平市では「一日合同行政相 総務省では行政相談制度に

秋の火災予防 運

全国統一防火標語 間 10月15日火~ . 引 日

期

※懇談時間は1人(1団体)30分

場 市役所併設 所 コミュニティセンター

相談受付内容 類提出、行政一般 業務、年金、登記、道路、河川、 人権、労働問題、官公署への書 国・特殊法人の

相談料 相談担当者 ※10月の定期行政相談 (毎月第 費生活相談員 権擁護委員、民生児童委員、 無料 行政相談委員、 消

単

手身高齢

者世帯防火査

察

の期間、市内の単身高齢者世帯

て、10月中旬から11月上旬まで

火災予防啓発活動の

環とし

に赤平消防団女性分団員が防火

問合せ 生活環境交通係 3水曜日に産業研修ホール2 みします。 階で行っている相談) はお休 **8**32-2215

査察に伺います。

動

ひとつずつ いいね!で確認 火の用心』

問合せ

赤平消防署予防係

ります。

※実施地区は変更する場合があ

実施地区

平岸地区、茂尻地区

寿命の確認など

ブの周りの防火診断、住宅用

容 住宅のコンロやストー

火災警報器の設置状況と電池

(令和元年8月)

年 前 30.6°C) 33. 5°C ((9.1°C) 14.0°C

(**1**21)

(14)

(**1**7)

お天気メモ

最高気温 最低気温 降水量 183. Omm (237. 5mm)

士中根事務所

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他) 商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・ 簡易裁判所訴訟代理(※)(※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士中根大調式 5 ブログ:http://ameblo.jp/shihoushoshi

◆業務内容◆

総 数

男

女

世帯数

広報あかびら 22

火 災 防 御 訓 練

職・団員による訓練を行います。 真ホーム(豊栄町1丁目7-1 **3**2 - 3 1 8 1 火災予防運動にあわせて消防 特別養護老人ホーム愛 赤平消防署救急救助係 10月19日出9時30分

|機材搬送車を更新

機材搬送を目的としています。 のボートや、各種災害時での資 更新しました。水難事故のとき **3**2 - 3 1 8 1 赤平消防署で資機材搬送車を 赤平消防署警防係



おためし暮らし住宅の

宅)として、現在、市街地にある できる住宅(おためし暮らし住 住を検討するときに生活体験が 市外在住の方が赤平市への移 .建て物件を募集

には・・・(10月は「土地月間」)

右記の届け出は必要ありませ 届け出は、知事宛の届出書に

を追加したいので、次の要件に しています。さらに戸建て住宅 2階建て集合住宅の一室を使用 合う賃貸物件を募集しています。 司

募集数 1棟(応募が複数のと 易集期限 きは審査選定となります。) 11月29日金

③風呂・トイレ・台所・暖房設備 ②居住可能で修繕の必要がない。 建物の要件 ①建物・土地が同一所有者。 備・備品が完備。 など日常生活に支障のない設

32-1834

問合せ

企画調整係

大規模に土地を買ったとき

では1万㎡以上)。 国土利用計画法に基づく届け出 は5千㎡以上、都市計画区域外 が必要です(都市計画区域内で 定面積以上の土地取引には

記」をしましょう。 ◎相続・遺贈・贈与の場合 管理計画係へ提出してください。 から2週間以内に市役所建設課 必要書類をつけて、契約締結日 !が、法務局で登記簿の「変更登

申込み

生 活

水道料金が変わりま す

で上下水道料金が変わります。 適用となります。 12月の定期検針分から新税率の ただし経過措置に伴い、9月30 日以前から使用されている方は、 10月からの消費税率引き上げ 相続登記特設無料相談会 法書士による

 \exists となっています。これから相続 明土地や空き家などが社会問題 方はぜひご相談ください。 登記の手続きを検討されている ない不動産によって、所有者不 長期間にわたり相続登記され 11月11日月10時~16時

◎代理申請依頼について 定 場 人最大30分間) 12名(完全予約制 札幌法務局滝川支局

申請を依頼することができます と感じた方は、翌日以降、相談員 ていません)。 で司法書士の斡旋や紹介は行っ として対応した司法書士に代理 (別途費用がかかります。法務局 自分で申請するのは難しい

☎23-2330 (完全予約制 札幌法務局滝川支局

除や洗濯にご使用ください。

使っているかは、建物の管理者 す。お住まいの建物でポンプを 停電になると建物の全部または 送っているアパートなどでは、 部で断水になることがありま 電力のポンプで建物内に水を

問合せ ムページをご覧ください。 緒に配布した料金表や、ホー **5**32 - 2 2 1 8 新しい料金は9月号の広報と 上下水道課管理係

水の備えは十分です か

です。汲み置きしていた水は掃 細菌が発生する恐れがあります ぱい入れ、直射日光を避けて保 空気が入らないように水をいっ するときは清潔な容器に、中に ので、定期的な汲み替えが必要 経過とともに残留塩素が低下し、 存してください。ただし時間の を汲み置きしてあれば生活用水 きに、家庭でポリ容器などに水 として役立ちます。汲み置きを 災害や停電で水が止まったと

に確認してください。 リモコン式のトイレなどは停

でご確認願います。 **5**32-2218 上下水道課

ります。あらかじめ説明書など 電で使用できなくなることがあ

問合せ

初回相談料無料

交通事故などの個人の問題から 借金問題、 企業経営に関する法務まで、 様々なご相談をお受けしています。

《電話予約制: 平日9時から18時)**※河間談別無野** 公田法律事務所

〈滝川事務所〉 滝川市花月町1丁目1番10号 TEL.0125-23-8455

